

○厚生労働省告示第百一十一号
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関のうち次に掲げる者の基準適合性認証業務の一部を廃止したので、同法第二十三条の十五第二項の規定に基づき公示する。

令和元年九月九日

厚生労働大臣 根本 匠

登録番号	名称	住所	基準適合性認証を行う事業所の所在地	基準適合性認証の業務の範囲	廃止をした日
A B	テュフ・ライオン・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの 一 能動型植込み機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という）T〇六〇一一の適用となるものに限る。） 二 能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇一一の適用となるものを除く。）	令和元年七月四日